

令和8年第6回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和8年6月10日、午前9時30分から、地域振興プラザ4階会議室において、令和8年第6回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

杉本 真紀子（教育長）
白井 妙子
北川 英一
田中 教仁
上林 秀之

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	栢場 恵子
教育指導担当部長	野村 洋介
教育総務課長	山田 雄一郎
学務課長	涌田 恵一郎
教育企画課長	古川 直広
教育指導担当課長	長澤 慎哉
生涯学習課長	小林 伸也
学校給食課長	小島 大泰
図書館課長	久野 由人

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 新津 伸偉
教育総務課教育総務係 千代 菜摘

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第19号議案
「令和8年度教育費補正予算の提出について」
- (5) 日程第5 第20号議案
「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」
- (6) 日程第6 第21号議案
「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」
- (7) 日程第7 第22号議案
「稲城市立図書館処務規則の一部を改正する規則」

- (8) 日程第8 第23号議案
「稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則」
- (9) 日程第9 第24号議案
「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員(令和8年度)の解職及び委嘱について」
- (10) 日程第10 第25号議案
「稲城市立小学校学校運営協議会委員(令和8年度)の解任及び任命について」
- (11) 日程第11 第26号議案
「稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び(仮称)稲城市第三小学校学童クラブ建設工事(電気)請負契約の変更について」
- (12) 日程第12 第27号議案
「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」
- (13) 日程第13 報告事項

教 育 長 ただ今から、令和８年第６回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

 それでは、日程第１　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

 会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、白井委員にお願いいたします。

 次に、日程第２「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日と決しました。

 次に、日程第３「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 １　教育委員会後援名義について
 ２　定例校長会について
 ３　学校開放事業について

学務課長 １　見守りサービスの導入に関する協定締結について

教育企画課長 １　担当者事業について
 ２　研修事業について
 ３　学校訪問事業について
 ４　教育センター関係について

生涯学習課長 １　社会教育委員関係について
 ２　社会教育活動の振興について
 ３　芸術文化活動の振興について
 ４　文化財の保護と普及について
 ５　生涯学習推進事業について
 ６　放課後子ども教室参加状況（４月分）について
 ７　公民館主催事業の実施状況について

- 8 i プラザの主な主催事業の実施状況について
- 9 生涯学習課利用統計について（公民館4月分、i プラザ4月分）

- 学校給食課長
- 1 学校給食野菜に関する圃場見学会について
 - 2 施設見学について
 - 3 学校との協働について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館主催行事について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 学校との連携について
 - 6 図書館の利用状況（令和8年4月）について

教 育 長 教育行政報告が終わりました。

本日は、議事進行の都合により、日程第5 第20号議案から日程第8 第23号議案まで、日程第12 第27号議案及び日程第13 報告事項を先に行い、その後日程第4 第19号議案及び日程第9 第24号議案から日程第11 第26号議案までを行うこととします。

それでは、日程第5 第20号議案から日程第8 第23号議案までの4案件を一括議題といたします。

本案につきましては、令和8年7月からの稲城市立図書館の指定管理者制度の導入に伴い、規則の一部を改正する必要があるため、提出するものです。

詳細については、図書館課長より説明いたします。

図書館課長。

図書館課長 それでは、第20号議案から第23号議案までについて説明をさせていただきます。

まず、第20号議案の議案概要説明書をご覧ください。

それでは、まず第20号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」につきまして、説明を申し上げます。

本案は、令和8年7月からの稲城市立図書館の指定管理者制度の導入に伴い、稲城市立中央図書館城山体験学習館を稲城市立中央図書館に統合することから、図書館課の事務分掌に関する規定について、稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものです。

1 ページ戻っていただいて、9 ページの新旧対照表をご覧ください。

表の右側、旧の欄が現行の規則、左側、新の欄が改正後の規則内容となり、下線部がそれぞれ今回変更する内容でございます。

では、まず、表の右側、旧の欄をご覧ください。

第3条別表第4の事務分掌、図書館課庶務係の所掌事務第5を削り、第6を繰り上げます。

こちらにつきましては以上でございます。

続きまして、第21号議案「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」の議案概要説明書をご覧ください。

令和8年7月から稲城市立図書館の指定管理者制度が導入されることに伴い、指定管理者により図書館長を置くことから、図書館課の管理する公印の規定について、規則の一部を改正するものでございます。

1つ前の5ページをご覧ください。

新旧対照表でございます。表の右側、旧の欄をご覧ください。

第2条別表第1中、番号21、稲城市立図書館之印、番号22、稲城市立図書館長印、番号23、契印における管守者について、図書館長から図書館課長に改めます。

こちらにつきましては以上です。

続きまして、第22号議案「稲城市立図書館処務規則の一部を改正する規則」をご覧ください。

4ページの議案概要説明書をご覧ください。

令和8年7月からの稲城市立図書館の指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者により図書館長を置くこと及び稲城市立中央図書館城山体験学習館を稲城市立中央図書館に統合することから、稲城市立図書館処務規則の一部を改正するものです。

1つ戻っていただいて3ページの新旧対照表をご覧ください。

表の右側の旧の欄をご覧ください。

第1条、引用する規則の名称変更に伴い引用条項を整理いたします。この規則名称の変更につきましては、令和8年第2回の教育委員会定例会において、第4号議案として上程し、教育委員の皆様にはご承認をいただいている内容でございます。

続きまして第3条、図書館の指定管理者制度の導入に伴い、館長に関する規定を整理します。

続きまして第4条、庶務係の事務分掌内容を整理します。

続きまして第5条、「館長」を「課長」に改め、引用する規則の名称変更に伴い、引用条項を整理します。

続きまして第6条、「館長」を「課長」に改めます。

こちらにつきましては以上でございます。

続きまして、第23号議案「稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則」をご覧ください。議案概要説明書をご覧ください。

令和8年7月からの稲城市立図書館の指定管理者制度が導入されることに伴い、指定管理者により図書館長を置くことから、稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正します。

1つ戻っていただいて3ページの新旧対照表をご覧ください。

表の右側、旧の欄をご覧ください。

第1条、引用条項の整理を行います。

続きまして第2条、第1項中「稲城市立図書館長（以下「館長」という。）」を「教育部図書館課長（以下「課長」という。）」に改めます。

続きまして第2項中、「館長」を「課長」に改めます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

（ なしの声あり ）

教 育 長 それでは、特に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第20号議案「稲城市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。
よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、第21号議案「稲城市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。
よって、第21号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、第22号議案「稲城市立図書館処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。
よって、第22号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、第23号議案「稲城市立図書館協議会運営規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。

よって、第23号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 第27号議案「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市文化財保護条例第39条の規定に基づき、稲城市指定文化財の指定について、稲城市文化財保護審議会に諮問する必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

生涯学習課長。

生涯学習課長 では、第27号議案につきまして、生涯学習課よりご説明を申し上げます。資料は7ページ、議案概要説明書をご覧ください。

件名「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」でございます。

稲城市の区域内に存する文化財のうち、市にとって重要な文化財について、指定文化財にしております。文化財の指定につきましては、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化的向上に資することを目的としております。

稲城市文化財保護条例第39条の規定では、市指定有形文化財等の指定については、あらかじめ審議会に諮問しなければならないとしており、この規定に基づき、今回は円照寺本堂を市指定有形文化財に指定することについて、稲城市文化財保護審議会に諮問するために本案を提出するものです。

ページ戻っていただきまして2ページをお開きください。

こちらは諮問書でございます。

先ほど申し上げたとおり、対象は円照寺本堂です。稲城市大丸851番地に所在をしております。所有者は宗教法人円照寺で、種別は有形文化財（建造物）であります。文化財保護審議会からの答申期日は、令和8年10月31日としております。

次に3ページ、令和8年度の指定文化財候補の概要をご覧ください。

左から3列目、指定理由でございます。

大丸の円照寺は、臨済宗建長寺派で、川崎市多摩区菅の寿福寺の末寺です。江戸時代には東隣の大麻止乃豆乃天神社の別当を務めておりました。本堂は六間取りの方丈型平面で、寄棟造となっており、元は茅葺でしたが現在は棧瓦葺の構造です。

建築年代については、本堂欄間の刻銘・墨書には元禄7年（1694年）7月とありますが、その後の火災による焼失を経て棟札の記述によれば安永8年（1779年）11月に再建されたものと考えられます。

大工の棟梁は棟札の記述に、府中本宿小沢金右門と記されております。
建築部材に古材が多く使われており、特に小屋組み等の部材に古材を多く見ることができます。同じ臨済宗の矢野口妙覚寺とは建築年代が近く、内陣をはじめ住宅的色彩が強い平面構成、極度に装飾を排した質素なたたずまい等に共通した特徴を見ることができます。

社寺建築調査により、寺院の本堂建築では、市内で最も古い建築であることが明らかとなっていることから、歴史的価値の高い重要な建築物であり、保存状態も良好であるため指定文化財候補とするものであります。

次に4ページ、現在の指定文化財一覧でございます。参考にご覧ください。

最後に5ページから6ページは円照寺の写真でございます。それぞれ本堂の正面、背面、側面、内部の写真となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

（ なしの声あり ）

教 育 長 それでは、特に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第27号議案「稲城市指定文化財の指定に係る諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。
よって、第27号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第13 報告事項です。本日の報告事項は1件です。
それでは、報告事項1「図書館情報システムの更新及び学習スペース等の拡充に伴う図書館の臨時休館について」を図書館課長より説明をお願いいたします。

図書館課長。

図書館課長 それでは、報告事項1をご覧ください。
稲城市立図書館の開館日時の拡大及び7月休館についてでございます。
こちらにつきましては、市民サービスの更なる向上を図るために、7月より市立図書館の開館日時を拡大し、全館指定管理者による運営といたします。

休館日及び開館時間につきましては、下記の表のとおりでございます。

今回変更する部分につきましては、グレーの部分で示した部分でございます。

まず、分館の第一から第四図書館の休館日を、各公民館の休館日に統一をいたします。それから、開館時間を全館午前9時から20時まで、午後8時までに拡大をいたします。それから、7月1日から城山体験学習館は中央図書館へ統合され、一元管理に変わります。

続きまして、下の2の市立図書館の7月の休館についてでございます。

図書館システム等の入替え、学習・閲覧スペースの拡充を行うため、全館休館いたします。休館期間につきましては、7月1日から7月14日の約2週間でございます。

説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 以上で、報告事項の説明が終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

北川委員。

北川委員 開館時間が延びるのは、市民にとって大変喜ばしいことだと思います。ありがとうございます。

人件費がかかるわけですが、指定管理の契約に織り込み済みなのかというところを質問させてください。

教 育 長 図書館課長。

図書館課長 ただいまのご質問ですけれども、既に準備期間に入っておりまして、こちらも指定管理料の中に含めた準備となっております。

北川委員 ありがとうございました。

教 育 長 ほかに、いかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、日程第4 第19号議案及び日程第9 第24号議案から日程第11第26号議案までを議題といたします。

第19号議案は予算案件、第24号議案及び第25号議案は人事案件、第26号議案は議会案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。

よって、第19号議案及び第24号議案から第26号議案までは非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※傍聴者は退室する。

(これより第19号議案及び第24号議案から第26号議案までは非公開審議)

教 育 長 再開いたします。

それでは、日程第4 第19号議案「令和8年度教育費補正予算の提出について」を議題といたします。

本案につきましては、令和8年度教育費予算について補正する必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、第19号議案「令和8年度教育費補正予算の提出について」説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案概要説明書をご覧ください。

本案につきましては、稲城市立第三小学校校舎建替工事において、受注者から、稲城市工事請負契約書に規定するインフレスライド条項に基づく契約金額の変更を請求されたことに伴い、令和8年度予算について、工事請負費の補正予算を計上するとともに、令和9年度及び令和10年度の増額分について新たに債務負担行為を設定するものでございます。

今回の補正額につきましては5,645万4,000円で、これにより補正前予算11億857万8,000円から11億6,503万2,000円となるものでございます。

また、債務負担行為につきましては、令和7年度に設定した令和8年度から令和10年度までの40億5,600万円に、新たに令和9年度から令和10年度分として1億7,960万7,000円を追加するものでございます。

私からは以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

(なしの声あり)

教 育 長 特に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

(永年非公開)

教 育 長 次に、日程第11 第26号議案「稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び(仮称)稲城市第三小学校学童クラブ建設工事(電気)請負契約の変更について」を議題といたします。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、第26号議案「稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び(仮称)稲城市第三小学校学童クラブ建設工事(電気)請負契約の変更について」説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案概要説明書をご覧ください。

本案につきましては、稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び(仮称)稲城市第三小学校学童クラブ建設工事(電気)請負契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更理由でございしますが、受変電設備の環境対策基準の改定に伴い、工事費の増額が必要となったことによるものでございます。

今回の増額につきましては1,365万1,000円で、これにより契約金額が6億500万円から6億1,865万1,000円となるものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

上林委員。

上 林 委 員 この受変電設備の環境対策基準改定の詳細は分かりますか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長

詳細までは、私のほうで把握はしていないんですが、ただ、2026年4月以降に旧基準品が使えなくなった、トランスの省エネ制度がさらに厳しくなったということで、もともと持っていたものが使えなくなったということでの契約変更と認識しております。

教 育 長 上林委員。

上林委員 ありがとうございます。

教 育 長 ほかに、いかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第19号議案及び第24号議案から第26号議案までを採決いたしますので、非公開での審議を終了したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認め、以上で非公開での審議を終了します。
暫時休憩いたします。

(これにて第19号議案及び第24号議案から第26号議案までの非公開審議は終了)

(暫時休憩)

※傍聴者が入室する。

教 育 長 再開いたします。

これより、第19号議案「令和8年度教育費補正予算の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第24号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員（令和8年度）の解職及び委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第24号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第25号議案「稲城市立小学校学校運営協議会委員（令和8年度）の解任及び任命について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第25号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第26号議案「稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事（電気）請負契約の変更について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

（午前10時10分閉会）